

# 令和8年度 長野市農業体験受入事業募集要項

## 1 目的

地域農業の担い手となる新規就農者を確保するため、市内での就農を希望する方に対して、地域の農業者の指導の下での農業体験をとおして、市内での就農、市外からの移住を促進するもの。

## 2 対象者

次のいずれにも該当している方

- (1) 長野市内での就農を希望する方
- (2) 年齢が18歳以上60歳以下の方
- (3) 受入農業者の指示に従い、農業体験を受けることのできる方
- (4) 心身ともに健康な方で、農業体験を受けるにあたり支障のない方
- (5) 農業体験に係る傷害保険（国内旅行傷害保険等）に加入している方
- (6) 別に定める事項（誓約書）に誓約される方

## 3 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

※定員になり次第、期日より早く受付を終了する場合がありますのでご了承をお願いします。

## 4 農業体験期間

令和8年4月頃～令和9年3月頃

## 5 募集人数

12名（予定） ※受付は先着順となります。

## 6 農業体験について

- (1) 農業体験のできる主な作物

りんご、桃、ぶどう、露地野菜、施設野菜、水稻、その他

- (2) 農業体験の概要

- ・申込受付後、就農動機、参加申込書の内容について面談により確認させていただきます。（Web、電話等）
- ・面談を基に、長野市が農業体験希望者と農業体験受入農業者のマッチングを行います。
- ・長野市内の農業体験受入農業者の指導の下で、農業体験を受けていただきます。
- ・1回の農業体験の期間は、2日から3日です。
- ・農業体験時間は、概ね午前9時から午後4時30分ですが、作業内容により前後する場合があります。

・農業体験を行う圃場への移動は、各自で対応をお願いします。

### (3) 農業体験スケジュール (例)

	時間	内容
1 日目	10 : 30	農業体験者到着 (長野駅等)
		市職員の案内で体験先へ
	11 : 00	体験先到着、農業体験開始
	12 : 00	昼食 (農業体験者持参)
	13 : 00	農業体験開始
	16 : 30	農業体験終了、宿泊先へ
2 日目	8 : 30	体験先へ
	9 : 00	農業体験開始
	12 : 00	昼食 (農業体験者持参)
	13 : 00	農業体験開始
	16 : 30	農業体験終了、宿泊先へ
3 日目	8 : 30	体験先へ
	9 : 00	農業体験開始
	12 : 00	農業体験終了、現地解散

※上記スケジュールはあくまで例であり、天候等により体験時間の変更や中止の場合があります。

## 7 参加費用

- (1) 農業体験費用 (農業体験指導等) 無料
- (2) 交通費、レンタカー代、宿泊費、傷害保険料、食事代、作業用手袋 (軍手等)、長靴ほか農業体験の準備に係る費用、体験が中止となった場合のキャンセル料等は農業体験者の自己負担となります。

## 8 補助制度

長野市外に在住の方が農業体験を受けられる場合、以下の補助制度があります。

### (1) 補助対象経費

宿泊費 (長野市内の宿泊施設に宿泊する場合に限る。)、交通費 (公共交通機関の運賃 (鉄道の場合は、普通旅客運賃、特急料金、急行料金及び座席指定料金)、有料道路代)、傷害保険料、レンタカー代 (燃料代を除く)

### (2) 補助率、補助限度額等

補助率 10/10、補助限度額 2 万円以内 (通算 3 回まで)

※長野市税に未納がある場合は、補助は受けられません。

## 9 持ち物

作業のできる服装 (作業着等)、運動靴、長靴、帽子、タオル、雨具 (カッパ)、作業用手袋 (軍手等)、飲料水、昼食、保険証、その他必要と思われる物  
※農業体験が決定した際は、受入農業者と持ち物等についてご相談ください。

## 10 参加申込

農業体験のご希望がありましたら、実施時期の調整等がありますので、まずはお電話又は電子メールでご相談ください。

「長野市農業体験受入事業参加申込書」及び「誓約書」を体験希望日の概ね1か月前までに、郵送又は電子メールにて長野市農林部農業政策課まで提出してください。最終締め切り：令和9年2月26日（金）

## 11 体験までの流れ

### ①事前のご相談

電話又は電子メールでご相談ください。



### ②申込（郵送又は電子メールにて。但し、申込裏面の個人情報の提供の同意欄、誓約書は自書してください。）



### ③面談（Web、電話対応も可）

動機や申込内容を確認させていただきます。



### ④マッチング

面談結果を元に、受入者のマッチングを行います。



### ⑤マッチング結果の連絡

体験者、受入農業者双方に通知により連絡します。



### ⑥補助金申請書、傷害保険に加入していることを証明する書類の提出（郵送又は電子メール。但し、「同意書」のみ要郵送）

補助金申請書は市外在住の方で補助金を申請される方のみ提出してください。



### ⑦体験者と受入農業者の打合せ（体験者から電話をしてください。）



### ⑧体験日前日、市担当者から確認の連絡（電話又は電子メールにて）

体験者、受入農業者双方に連絡します。



### ⑨体験



### ⑩「実績報告書」等提出



### ⑪補助金の支払い

## 12 その他

- (1) 就農目的の農業体験になりますので、観光目的でのご参加はご遠慮ください。
- (2) 申込受付後に、就農動機や参加申込書の内容確認の面談を行います。面談の内容により農業体験をお受けできない場合がありますのでご承知おきください。
- (3) 体験日の天候、受入農業者及び体験者の健康状態、災害の発生又は感染症のまん延等の理由により、やむを得ず体験を中止する場合があります。体験が中止となった場合、補助金の交付額が変更になる場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 13 お問い合わせ先

長野市役所農林部農業政策課農政担当

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電話 : 026-224-5037 FAX : 026-224-5113

E-mail : nosei@city.nagano.lg.jp